

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-2
提出年月日	令和5年3月23日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第62条 通信連絡を行うために必要な設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	全般	緊急時対策所における具体的な設置、保管、通信又は操作がいずれの棟が該当するのを示す場合、「緊急時対策所指揮所」、「緊急時対策所待機所」又は「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所」と、その棟を区別して記載しました。 (旧)「緊急時対策所」 (新)「緊急時対策所指揮所」、「緊急時対策所待機所」又は「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所」	左記に加えて、比較表には柏崎6/7号炉の記載を参考掲載し、記載方針の相違の理由を付記しました。
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	全般	設備名称の変更に伴い、以下の記載を修正しました。 (旧)緊急時対策所情報収集設備 (新)安全パラメータ表示システム(SPDS)	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	全般	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	全般	図表の追加により、図表番号を見直いたしました。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	全般	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	全般	62条補足説明資料の構成を見直したことにより、まとめ資料の参照ページ(62-〇-〇)を見直しました。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	全般	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-取りまとめた資料-1	1-1)設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項 b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの 以下3件を追加しました。 ・電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。 ・無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。 ・無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)の保管場所を屋外(車両内)及び緊急時対策所待機所内から、中央制御室及び緊急時対策所待機所内に変更しました。	比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-取りまとめた資料-2~3	2-1)設備名称・用語等の相違 以下の理由により修正しました。 ・No.2「保安電話(FAX)」の新規設置を反映 ・No.6「無線連絡設備(固定型)」の新規設置の反映 ・No.7「携帯電話」の備考追記 ・No.23「緊急時対策所」に関連する用語の追記	比較表のみ
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-取りまとめた資料-4~6	2-2) 設備または設計方針の相違 以下の理由により修正しました。 ・2-2)のタイトルについて、「または」を「又は」に見直し ・項目①「保安電話(FAX)」の新規設置を反映 ・項目④「無線連絡設備(固定型)」の新規設置の反映 ・項目⑦「無線連絡設備(携帯型)」の保管場所変更の反映 ・項目⑨26条,59条との整合のため、「中央制御室付近」を「原子炉補助建屋」に見直し ・全般,相違理由欄に参考プラントを追記	比較表のみ
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-取りまとめた資料-7	2-2) 設備または設計方針の相違 緊急時対策所の構成の相違を明確にするため、「項目⑩緊急時対策所の構成の相違」を追記しました。	比較表のみ
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-取りまとめた資料-8	2-3)記載方針の相違 緊急時対策所,緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の書き分けの明確化のため,「①泊発電所3号炉が緊急時対策所と記載する場合」,「②泊発電所3号炉が緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所と記載する場合」を追記しました。	比較表のみ
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-2	衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)は発電所内の通信連絡に使用しないことから,以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)重大事故等が発生した場合において,発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)として, <u>衛星電話設備</u> ,無線連絡設備,テレビ会議システム(指揮所・待機所間),インターフォン及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。 (新)重大事故等が発生した場合において,発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)として, <u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)</u> , <u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)</u> ,無線連絡設備,テレビ会議システム(指揮所・待機所間),インターフォン及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-2	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-2	記載の適正化により,以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧)緊急時対策所に設置する設計とする。 (新)緊急時対策所内に設置する設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-3	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-2	無線連絡設備(携帯型)の保管場所を変更したことにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)は、 <u>屋外(車両内)</u> 及び緊急時対策所待機所内に保管する設計とする。 (新)無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)は、 <u>中央制御室</u> 及び緊急時対策所待機所内に保管する設計とする。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-3	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-3	相違理由欄の社内黄色網掛けを修正しました。	令和5年2月14日ヒアリング資料7と同じ
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-3	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)は、 (新)衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)は、	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-3	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-3	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち中央制御室に設置する衛星電話設備(固定型)は、 (新)衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-3	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-4	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち緊急時対策所に設置する衛星電話設備(固定型)は、 (新)衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所指揮所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-3	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-4	記載の適正化により、以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) 1号炉_(2号炉)_常用電源が喪失した場合においても、 (新) 1号又は2号炉常用電源が喪失した場合においても、	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-3	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-5	下記女川の記載順序を適正化しました。それに伴い、泊の記載順序も適正化しました。 (旧) データ伝送設備(発電所内)のうちデータ表示端末は、非常用電源設備に加えて…給電が可能な設計とする。 データ伝送設備(発電所内)のうちデータ収集計算機は、非常用電源設備に加えて…給電が可能な設計とする。 (新) データ伝送設備(発電所内)のうちデータ収集計算機は、非常用電源設備に加えて…給電が可能な設計とする。 データ伝送設備(発電所内)のうちデータ表示端末は、非常用電源設備に加えて…給電が可能な設計とする。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-3	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-5	衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)は発電所内の通信連絡に使用しないことから、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備(発電所内)、無線連絡設備、携行型通話装置及び衛星電話設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。 (新) 重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備(発電所内)、無線連絡設備、携行型通話装置、 <u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)</u> 及び <u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)</u> については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-4	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-6	記載の適正化により、以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) 衛星電話設備のうち緊急時対策所に設置する衛星電話設備(固定型) (新) 衛星電話設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r. 6. 0)	62-4	同上	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r. 6. 0)	62-9	携帯電話を「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用しないこととしたことにより、以下の記載を削除しました。(下線部参照) (旧) 携帯電話 (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) 一式 (新) 携帯電話 一式	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r. 6. 0)	62-5	同上	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r. 6. 0)	62-10	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧) なし (新) 無線連絡設備(固定型) (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) 一式	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r. 6. 0)	62-6	同上	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r. 6. 0)	62-14	衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)は発電所内の通信連絡に使用しないことから、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)として、 <u>衛星電話設備</u> 、無線連絡設備、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、インターフォン及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。 (新) 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)として、 <u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)</u> 、 <u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)</u> 、無線連絡設備、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、インターフォン及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r. 6. 0)	62-8	同上	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r. 6. 0)	62-14	以下の脱字を修正しました。(下線部参照) (旧) テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、緊急時対策所に設置する設計とする。 (新) テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、緊急時対策所内に設置する設計とする。	比較表のみ
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r. 6. 0)	62-8	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-14	無線連絡設備(携帯型)の保管場所を変更したことにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)は、 <u>屋外(車両内)及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</u> (新)無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)は、 <u>中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</u>	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-8	同上	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-15	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。 (新)衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-8	同上	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-15	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち中央制御室に設置する衛星電話設備(固定型)は、 (新)衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-8	同上	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-15	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)は (新)衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所指揮所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-9	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-15	記載の適正化により、以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) 1号炉(2号炉)常用電源が喪失した場合においても、 (新) 1号又は2号炉常用電源が喪失した場合においても、	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-9	同上	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-16	衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)は発電所内の通信連絡に使用しないことから、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備(発電所内)、無線連絡設備、携行型通話装置、衛星電話設備、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンについては、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。 (新) 重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備(発電所内)、無線連絡設備、携行型通話装置、 <u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)</u> 、 <u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)</u> 、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンについては、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-9	同上	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-16	記載の適正化により、以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) 衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)は、緊急時対策所に設置する設計とする。 (新) 衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)は、緊急時対策所内に設置し、 <u>屋外に設置したアンテナを接続することにより</u> 、屋内で使用できる設計とする。	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-18	例示する建屋を見直し、以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧)設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、 (新)設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、 <u>原子炉補助建屋</u> 等の建屋内外各所の者への必要な操作、	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-12	同上	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-19	例示する建屋を見直し、以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧)設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、 <u>タービン建屋</u> 等の建屋内外各所の者への必要な操作、 (新)設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、 <u>原子炉補助建屋</u> 等の建屋内外各所の者への必要な操作、	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-13	同上	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-19	衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)は発電所内の通信連絡に使用しないことから、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。 (新)携行型通話装置、無線連絡設備、 <u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)</u> 及び <u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)</u> の多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-13	同上	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-21	衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)は発電所内の通信連絡に使用しないことから、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)として、 <u>衛星電話設備</u> 、無線連絡設備、 (新)発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)として、 <u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)</u> 、 <u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)</u> 、無線連絡設備、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-15	同上	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-22	後段の記載と重複していたため、以下の記載を削除しました。(下線部参照) (旧)テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、 <u>緊急時対策所に設置する設計とする。</u> (新)なし	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-15	同上	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-22	記載の適正化により、以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧)テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、 <u>緊急時対策所に設置する設計とする。</u> (新)テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、 <u>緊急時対策所内</u> に設置する設計とする。	比較表のみ
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-15	以下の記載を追記しました。(下線部参照) (旧)なし (新)テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、 <u>緊急時対策所指揮所内及び緊急時対策所待機所内</u> に設置する設計とする。	まとめ資料のみ
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-22	無線連絡設備(携帯型)の保管場所を変更したことにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)は、 <u>屋外(車両内)</u> 及び緊急時対策所内に保管する設計とする。 (新)無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)は <u>中央制御室</u> 及び緊急時対策所待機所内に保管する設計とする。	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-15	同上	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-22	記載の適正化により、以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧)テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、 <u>緊急時対策所に設置する設計とする。</u> (新)テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、 <u>緊急時対策所内</u> に設置する設計とする。	比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-22	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、 (新)衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置し、	
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-15	同上	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-22	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち中央制御室に設置する衛星電話設備(固定型)は、 (新)衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-15	同上	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-23	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)は (新)衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所指揮所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-16	同上	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-24	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)なし (新)無線連絡設備(固定型)	
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-16	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-28	相違理由に下記の記載を追加しました。 ・電源構成の相違はあるが、SAで使用する電源としての相違はないことから問題ない。	比較表のみ
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-32	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)の電源は (新)無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)の電源は、	
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-19	同上	
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-32	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)また、衛星電話設備(固定型)は、 (新)また、無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)は、	
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-19	同上	
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-33	無線連絡設備(携帯型)の保管場所を変更したことにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)また、無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)は、緊急時対策所待機所及び屋外(車両内)に保管することで、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 (新)また、無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)は、中央制御室及び緊急時対策所待機所に保管することで、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。	
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-20	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-35	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)、… (新)無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)、衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)、…	
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-21	同上	
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-36	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)なし (新)無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。	
90	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-21	同上	
91	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-38	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)は、 (新)無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)は、	
92	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-22	同上	
93	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-38	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧)緊急時対策所なり (新)緊急時対策所内	令和5年2月14日ヒアリング資料7と同じ
94	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-22	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
95	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-38	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(FAX)の操作は、 (新)無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)、衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(FAX)の操作は、	
96	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-22	同上	
97	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-39	記載の適正化により、以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧)テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、重大事故等時における緊急時対策所内の環境条件を考慮した設計とする。テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンの操作は緊急時対策所内において、設置場所で可能な設計とする。 (新)テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンの操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。	令和5年2月14日ヒアリング資料7と同じ
98	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-23	同上	
99	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-40	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、 (新)衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)、無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)、衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、	
100	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-23	同上	
101	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-43	第10.12-1図 通信連絡設備系統概要図 無線連絡設備(固定型)の新規設置、無線連絡設備(携帯型)の保管場所変更を反映しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
102	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-26	同上	
103	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-44	第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)」の新規設置 ・データ表示端末の電源記載の明確化	
104	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-27	同上	
105	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-47	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) なお、項目の追加により以降の項目番号を見直しました。 (旧)なし (新) (1)無線連絡設備 <u>無線連絡設備(固定型)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) ・通信連絡設備(通常運転時等) <u>使用回線 無線系回線</u> <u>個数一式</u>	
106	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	62-28	同上	
107	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-53	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) なお、項目の追加により以降の項目番号を見直しました。 (旧)なし (新) <u>(2)無線連絡設備(固定型)</u>	
108	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	目次	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
109	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-56	衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)は発電所内の通信連絡に使用しないことから、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)として、 <u>衛星電話設備、無線連絡設備(携帯型)</u> (新)発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)として、 <u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)</u> 、 <u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)</u> 、 <u>無線連絡設備</u> 、	
110	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-2	同上	
111	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-57	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、 (新)衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備のうち <u>無線連絡設備(固定型)</u> は、中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置し、	
112	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-3	同上	
113	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-57	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)は、 (新)衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び <u>無線連絡設備(固定型)</u> は、	
114	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-3	同上	
115	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-57	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)は、 (新)衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所指揮所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び <u>無線連絡設備(固定型)</u> は、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
116	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-3	同上	
117	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-58	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)なし (新)無線連絡設備(固定型)	
118	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-3	同上	
119	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-61	衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)は発電所内の通信連絡に使用しないことから、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)通信連絡設備(発電所内)は、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備により構成する。 (新)通信連絡設備(発電所内)は、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)により構成する。	
120	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-7	同上	
121	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-61	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)常設設備である衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(FAX)、… (新)常設設備である無線連絡設備(固定型)、衛星電話設備(固定型)、…	
122	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-7	同上	
123	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-62	第2.19-1図 通信連絡設備の系統概要図 無線連絡設備(固定型)の新規設置、無線連絡設備(携帯型)の保管場所変更を反映しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
124	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-8	同上	
125	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-63	第2.19-1表 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧(発電所内の通信連絡) 「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置及び追加したことにより丸数字を修正しました。	
126	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-9	同上	
127	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-64	以下を記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 原子炉補助建屋地上2階(中央制御室) (新) 原子炉補助建屋地上2階(中央制御室及び原子炉補助建屋)	令和5年2月14日ヒアリング資料7と同じ
128	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-10	同上	
129	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-64	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) なお、項目の追加により以降の項目番号を見直しました。 (旧) なし (新) (2) <u>無線連絡設備(固定型)</u> <u>兼用する設備は以下のとおり。</u> ・ <u>緊急時対策所(通常運転時等)</u> ・ <u>緊急時対策所(重大事故時等)</u> ・ <u>通信連絡設備(通常運転時等)</u> <u>使用回線 無線系回線</u> <u>個数 一式</u> <u>取付箇所 原子炉補助建屋地上2階(中央制御室)</u> <u>緊急時対策所指揮所</u>	
130	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
131	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-64	無線連絡設備(携帯型)の保管場所を変更したことにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)保管場所 緊急時対策所 屋外(車両内) (新)保管場所 原子炉補助建屋地上2階(中央制御室) 緊急時対策所待機所	
132	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-10	同上	
133	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-65	誤記により、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)(8)データ伝送装置(発電所内) (新)(8)データ伝送設備(発電所内)	
134	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-11	同上	
135	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-67	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)なし (新)無線連絡設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、中央制御室及び緊急時対策所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第2.19-3表に示す設計とする。	
136	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-13	同上	
137	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9)	62-67	無線連絡設備(携帯型)の保管場所を変更したことにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)無線連絡設備(携帯型)は、可搬型であり、屋外(車両内)及び緊急時対策所内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等時における、屋外及び緊急時対策所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、 (新)無線連絡設備(携帯型)は、可搬型であり、中央制御室及び緊急時対策所待機所内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等時における、屋外、中央制御室及び緊急時対策所待機所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
138	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-13	同上	
139	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-68	以下の不要な記載を削除しました。(下線部参照) (旧)「【女川】設計の相違 高線量エリアに置かないよう配慮してケーブル敷設することから問題ない。」 (新)なし	比較表のみ
140	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-68	第2.19-3表 想定する環境条件及び荷重条件(無線連絡設備(固定型)) 「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することに伴い修正しました。	
141	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-15	同上	
142	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9)	62-69	第2.19-4表 想定する環境条件及び荷重条件(無線連絡設備(携帯型)) 無線連絡設備(携帯型)の保管場所変更を反映しました。	
143	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-15	同上	
144	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-71 62-72	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)なし (新)無線連絡設備(固定型)は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、発電所災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室及び緊急時対策所指揮所内において、電源スイッチを入れ(スイッチ操作)、通話ボタンを押す(スイッチ操作)ことにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第2.19-10表に示す。	
145	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-18	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
146	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-72	無線連絡設備(携帯型)の保管場所を変更したことにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)また、想定される重大事故等時において、保管場所である屋外(車両内)及び緊急時対策所から無線連絡設備(携帯型)を運搬し、 (新)また、想定される重大事故等時において、保管場所である <u>中央制御室</u> 及び緊急時対策所待機所から無線連絡設備(携帯型)を運搬し、	
147	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-18	同上	
148	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-73	第2.19-10表 操作対象機器(無線連絡設備(固定型)) 「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、修正しました。	
149	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-20	同上	
150	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-74	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)無線連絡設備(携帯型)は (新)無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型)は、	
151	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-22	同上	
152	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-75	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、第2.19-17表のタイトルを以下の通り変更致しました。(下線部参照) (旧)第2.19-17表 無線連絡設備(携帯型)の試験及び検査 (新)第2.19-17表 無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型)の試験及び検査	
153	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-23	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
154	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-76	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧) 携行型通話装置、無線連絡設備(携帯型)、… (新) 携行型通話装置、 <u>無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、…</u>	
155	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-24	同上	
156	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-76	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧) なし (新) <u>無線連絡設備(固定型)は、専用のケーブル及び屋外アンテナを用いることにより、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備から分離された構成とする。</u> また、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、 <u>運転指令設備及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u>	
157	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-24	同上	
158	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-78	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧) なし (新) <u>無線連絡設備(固定型)の設置場所、操作場所を第2.19-21表に示す。無線連絡設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</u>	
159	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-26	同上	
160	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9)	62-79	第2.19-21表 操作対象機器設置場所(無線連絡設備(固定型)) 「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、修正しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
161	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-27	同上	
162	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9)	62-80	第2.19-23表 操作対象機器設置場所(衛星電話設備(固定型)) 設置及び操作場所の適正化により、修正しました。	
163	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-28	同上	
164	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-85	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)なし (新)無線連絡設備(固定型)は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。 また、想定される重大事故等時、対応する運転指令設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、緊急時対策所と屋外の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各事故シナシグループ等で使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。	
165	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-36	同上	
166	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-86	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)衛星電話設備(固定型)、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。 (新)無線連絡設備(固定型)、衛星電話設備(固定型)、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	
167	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-37	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
168	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r. 6.0)	62-86 62-87	<p>「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照)</p> <p>(旧) なし</p> <p>(新) 常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する無線連絡設備(固定型)の電源は、同様の機能を持つ運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、代替非常用発電機、可搬型代替電源車又は緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、第2.19-32表で示すとおり、ディーゼル発電機及び運転指令設備電源(蓄電池)からの給電により使用する運転指令設備、ディーゼル発電機及び通信機器電源(蓄電池)からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置することで、第2.19-32表で示すとおり、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋地上2階及び緊急時対策所指揮所に設置、運転指令設備の主要設備は電気建屋に設置、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所及び管理事務所に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>無線連絡設備(固定型)の独立性については、第2.19-33表で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	
169	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r. 6.0)	添62-37 添62-38	同上	
170	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r. 6.0)	62-88	第2.19-32表 無線連絡設備(固定型)の多様性又は位置的分散(発電所内) (1/2) (中央制御室) 「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより新規追加しました。 なお、図表の追加により以降の図表番号を見直しました。	
171	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r. 6.0)	添62-40	同上	
172	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r. 6.0)	62-89	第2.19-32表 無線連絡設備(固定型)の多様性又は位置的分散(発電所内) (2/2) (緊急時対策所) 「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより新規追加しました。 なお、図表の追加により以降の図表番号を見直しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
173	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-41	同上	
174	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-89	第2.19-33表 無線連絡設備(固定型)の設計基準対象施設との独立性(発電所内) 「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより新規追加しました。 なお、図表の追加により以降の図表番号を見直しました。	
175	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-42	同上	
176	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-96	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)屋外の現場間における操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合 (新)屋外と緊急時対策所指揮所及び中央制御室の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合	
177	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-52	同上	
178	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-99	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)運転指令設備、電力保安通信用電話設備及び衛星電話設備(固定型)と位置的分散を図る設計とする。 (新)電力保安通信用電話設備、 <u>無線連絡設備(固定型)</u> 及び衛星電話設備(固定型)と位置的分散を図る設計とする。	
179	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-53	同上	
180	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-99	無線連絡設備(携帯型)の保管場所を変更したことにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)屋外(車両内)及び外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所内に保管し、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備(固定型)と位置的分散を図る設計とする。 (新)外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室及び緊急時対策所待機所内に保管し、 <u>転指令設備、電力保安通信用電話設備、無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)</u> と位置的分散を図る設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
181	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-54	同上	
182	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-99	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧) 運転指令設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備、加入電話設備、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(FAX)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備と位置的分散を図る設計とする。 (新) 運転指令設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備、加入電話設備、 <u>無線連絡設備(固定型)</u> 、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(FAX)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備と位置的分散を図る設計とする。	
183	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-54	同上	
184	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-99	無線連絡設備(携帯型)の保管場所を変更したことにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧) 無線連絡設備(携帯型)は、緊急時対策所内及び屋外(車両内)に保管し、人が運搬及び携行し、 (新) 無線連絡設備(携帯型)は、 <u>中央制御室近及び緊急時対策所待機所内</u> に保管し、人が運搬及び携行し、	
185	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-54	同上	
186	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-101	無線連絡設備(携帯型)の保管場所を変更したことにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧) また、無線連絡設備(携帯型)は、 <u>屋外(車両内)及び緊急時対策所内</u> に保管することで、 (新) また、無線連絡設備(携帯型)は、 <u>中央制御室及び緊急時対策所待機所内</u> に保管することで、	
187	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-55	同上	
188	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-101	無線連絡設備(携帯型)の保管場所を変更したことにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧) 主要設備の設置場所については、 <u>屋外(車両内)及び外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所</u> に保管し、 (新) 主要設備の設置場所については、 <u>外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉建屋地上2階及び緊急時対策所待機所</u> に保管し、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
189	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-56	同上	
190	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-103	第2.19-42表 無線連絡設備(携帯型)の多様性又は位置的分散 無線連絡設備(携帯型)の保管場所変更を反映しました。	
191	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-59	同上	
192	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-106	第2.19-43表 無線連絡設備(携帯型)の設計基準対象施設との独立性 無線連絡設備(携帯型)の保管場所変更を反映しました。	
193	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-63	同上	
194	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r.6.0)	62-120	第2.19-59表 衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(FAX)の頑健性(発電所外) 適正化のため、衛星電話設備(FAX)の耐震性について記載しました。	
195	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r.6.0)	添62-80	同上	
196	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条(SA62H-9 r.6.0)	全般	緊急時対策所における具体的な保管場所や操作場所などを説明する場合、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所、又はその双方であるのかを明確化しました。 (旧)「緊急時対策所」 (新)「緊急時対策所指揮所」、「緊急時対策所待機所」、又は「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれ」	
197	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条(SA62H r.6.0)	全般	同上	
198	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条(SA62H-9 r.6.0)	全般	設備名称の変更に伴い、以下の記載を修正しました。 (旧)緊急時対策所情報収集設備 (新)安全パラメータ表示システム(SPDS)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
199	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	全般	同上	
200	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	全般	26条, 59条との整合のため, 以下の記載を修正しました(下線部参照)。 中央制御室及び中央制御室付近 中央制御室及び原子炉補助建屋	
201	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	全般	図表の追加により, 図表番号を見直しました。	
202	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	全般	同上	
203	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	全般	先行プラントを参考に62条補足説明資料の構成を見直しました。 合わせて資料番号を見直しました。	
204	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	全般	同上	
205	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-1	資料構成を見直しました。 ・資料62-6 アクセスルート図を追加 ・旧「資料62-6 設置許可基準規則等への適合状況説明資料」を資料62-8へ移動	
206	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	目次	同上	
207	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-3	泊発電所3号炉 SA基準適合性 一覧表(常設) 「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより新規追加しました。	
208	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-1-1	同上	
209	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-20~24	相違理由欄に以下の旨追記しました。 (旧)なし (新)泊3号炉の単線結線図は, 「62-4 系統図」に記載し, 比較する。	比較表のみ
210	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-27	62-2 配置図 T.P. 17. 8m 以下の理由により, 修正しました。 ・無線連絡設備(固定型)及び保安電話(FAX)の新規設置 ・無線連絡設備(携帯型)保管場所変更 ・適正化のため, 携行型通話装置ジャック箱の記載追加	
211	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-2-2	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
212	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-38	62-2 配置図 緊急時対策所T.P. 39mエリア 以下の理由により、修正しました。 ・無線連絡設備(固定型)の新規設置 ・無線連絡設備(携帯型)の保管場所変更	
213	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-2-4	同上	
214	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	2/14提出版62-補足-39	62-2 配置図 泊発電所 無線連絡設備(携帯型)の保管場所を屋外(車両内)から中央制御室に変更したことにより、図を削除しました。	
215	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	2/14提出版62-2-5	同上	
216	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-42	第62.4-1図 通信連絡設備の概要 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」の新規設置 ・連絡の流れの適正化 ・記載の統一のため、自治体を地方公共団体に修正 ・適正化のため現場(屋外)に「運転指令設備」を追加	
217	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-4-1	同上	
218	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-43	第62.4-2図 通信連絡設備(発電所内)の概要 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置 ・適正化のため、運転指令設備、電力保安通信設備の建屋間の接続を記載 ・緊急時対策所指揮所⇄緊急時対策所待機所間の通信方法に無線を追加	
219	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-4-2	同上	
220	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-46	第62-4-3図 中央制御室及び緊急時対策所における衛星電話設備及び無線連絡設備の概要(1) 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置	
221	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-4-3	同上	
222	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-47	第62-4-4図 中央制御室及び緊急時対策所における衛星電話設備及び無線連絡設備の概要(2) 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
223	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-4-4	同上	
224	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-48	第62-4-5図 通信連絡設備 (発電所外 [社内関係箇所]) の概要 (その1) 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備 (固定型)」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話 (FAX)」の新規設置 ・衛星電話設備 (固定型) の記載位置の適正化	
225	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-4-5	同上	
226	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-49	第62-4-6図 通信連絡設備 (発電所外 [社内関係箇所]) の概要 (その2) 以下の理由により、修正しました。 ・「電力保安通信用電話設備のうち保安電話 (FAX)」を新規設置 ・誤記修正 (加入電話機⇒専用電話設備 (固定型)) ・誤記修正 (加入FAX⇒専用電話設備 (FAX))	
227	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-4-6	同上	
228	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-52	第62-4-7図 通信連絡設備 (発電所外 [社外関係箇所]) の概要 機器の接続及び通信の流れを明確にするため、記載を見直しました。	
229	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-4-7	同上	
230	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-54	第62-4-8図 必要な情報を把握できる設備 (データ伝送設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所外)) の概要 誤記を修正しました。(点線→実線)	
231	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-4-8	同上	
232	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-57	第62-4-9図 中央制御室における通信連絡設備の電源構成 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備 (固定型)」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話 (FAX)」を新規設置	
233	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-4-9	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
234	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-58	第62-4-10図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)」を新規設置 ・電源振替先の矢印表記の適正化	
235	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-4-10	同上	
236	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-61	第62-4-1表 通信連絡設備(発電所内)の電源設備 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)」を新規設置 ・電源関連の記載適正化 ・誤記訂正(重大事故対処設備→重大事故等対処設備)	
237	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-4-12	同上	
238	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-61	第62-4-2表 通信連絡設備(発電所外)の電源設備 以下の理由により、修正しました。 ・「電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)」の新規設置 ・電源関連の記載適正化 ・誤記訂正(重大事故対処設備→重大事故等対処設備)	
239	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-4-13	同上	
240	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-63	第62-4-3表 データ伝送設備(発電所内)の電源設備 以下の理由により、修正しました。 ・電源関連の記載適正化 ・誤記訂正(重大事故対処設備→重大事故等対処設備)	
241	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-4-14	同上	
242	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-63	第62-4-4表 データ伝送設備(発電所外)の電源設備 以下の理由により、修正しました。 ・電源関連の記載適正化 ・誤記訂正(重大事故対処設備→重大事故等対処設備)	
243	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-4-14	同上	
244	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-65	表 通信連絡設備(発電所内)の試験・検査 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
245	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-3-1	同上	
246	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-65	図 通信連絡設備(発電所内)の概要 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置 ・適正化のため、運転指令設備、電力保安通信設備の建屋間の接続を記載 ・緊急時対策所指揮所⇔緊急時対策所待機所間の通信方法に無線を追加	
247	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-3-1	同上	
248	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-68	無線連絡設備(固定型)試験・検査内容 「無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、新規に追加しました。	
249	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-3-3	同上	
250	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-75	図 通信連絡設備(発電所外)の概要 機器の接続及び通信の流れを明確にするため、記載を見直しました。	
251	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-3-9	同上	
252	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-81	図 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)の概要 誤記を修正しました。(点線→実線)	
253	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-3-14	同上	
254	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-86	第62-5-1図 機能ごとに必要な通信連絡設備(発電所内) (1/3) 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備(固定型)」を新規設置 ・衛星連絡設備を用いる場合の記載の充実化	
255	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-5-1	同上	
256	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-87	第62-5-2図 機能ごとに必要な通信連絡設備(発電所内) (2/3) 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備(固定型)」を新規設置 ・衛星連絡設備を用いる場合の記載の充実化	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
257	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-5-2	同上	
258	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-88	第62-5-3図 機能ごとに必要な通信連絡設備(発電所内) (3/3) 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備(固定型)」の新規設置 ・「無線連絡設備(固定型)」の新規設置に伴い、「無線連絡設備(携帯型)」の追加 ・重大事故等時の使用に関する記載を充実化 ・適正化のため、災害対策要員→発電所災害対策要員に修正	
259	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-5-3	同上	
260	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-89	第62-5-4図 機能ごとに必要な通信連絡設備(発電所外) (1/2) 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備(固定型)」の新規設置 ・衛星連絡設備を用いる場合の記載の充実化 ・適正化のため指揮命令系統に中央制御室を追加 ・適正化のため「発電所構内設置台数(上記台数を除く)」を追加	
261	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-5-4	同上	
262	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-90	第62-5-5 図 機能ごとに必要な通信連絡設備(発電所外) (2/2) 適正化のため指揮命令系統に中央制御室を追加し、図の記載を見直しました。	
263	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-5-5	同上	
264	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-91	以下の脱字を修正しました。 (旧) 各事故シーケンスグループで使用する携帯型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備(携帯型)の台数を62-5-2表、第62-5-3表及び第62-5-4-3表に示す。 (新) 各事故シーケンスグループで使用する携帯型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備(携帯型)の台数を第62-5-2表、第62-5-3表及び第62-5-4-3表に示す。	
265	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-5-6	同上	
266	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-5-8	以下の誤記を修正しました。 (旧) 図62-5-6 携帯型通話装置を用いた通信連絡の概要 (新) 第62-5-6図 携帯型通話装置を用いた通信連絡の概要	まとめ資料のみ
267	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-92	図62-5-6 携帯型通話装置を用いた通信連絡の概要 通信連絡を行う場所の記載を充実化しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
268	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-5-8	同上	
269	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-93	第62-5-2 表 各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置の台数 事故シーケンス名称の適正化及び携行型通話装置の保管場所名称を26 条, 59 条との整合により修正しました。	
270	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-5-9	同上	
271	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-94	第62-5-3表 各事故シーケンスグループ等で使用する衛星電話設備の台数 以下の理由により, 修正しました。 ・事故シーケンスグループの名称の適正化 ・衛星電話設備(携帯型)の保管場所の名称を26条, 59 条と整合 ・適正化のため, 衛星電話設備(固定型)の必要台数を新規に記載	
272	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-5-10	同上	
273	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-95	第62-5-4表 各事故シーケンスグループ等で使用する無線連絡設備の台数 以下の理由により, 修正しました。 ・事故シーケンスグループの名称の適正化 ・無線連絡設備(固定型)の必要台数を新規に記載	
274	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-5-11	同上	
275	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-96	以下の記載を修正しました。(下線部参照) また, 関連する図表の番号を見直しました。 (旧) データ表示端末にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ(SPDSパラメータ)の過去のデータを閲覧することが出来る設計とする。 (新) データ表示端末にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ(SPDSパラメータ)の過去のデータを閲覧することができる設計とする。	
276	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-96	以下の記載を修正しました。(下線部参照) また, 関連する図表の番号を見直しました。 (旧) <u>また, データ表示端末にてプラントパラメータ(SPDSパラメータ)の監視も可能な設計とする。概要を参考第7-1図に示す。</u> (新) データ表示端末にてプラントパラメータ(SPDSパラメータ)の監視も可能な設計とする。概要を第62-5-7図に示す。 <u>また, データ表示端末で確認できるパラメータを第62-5-5表に示す。</u>	
277	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-96	第62-5-7図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要 誤記を修正しました。(点線→実線)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
278	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-5-12~62-5-17	「○過去のプラントパラメータ閲覧について」を追記いたしました。	まとめ資料のみ
279	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-110~118	資料構成を見直し、資料62-2 配置図から分割して資料62-6 アクセスルート図を作成しました。	令和5年2月14日ヒアリング資料7にて「審査説明資料「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」から引用」を誤りとしておりましたが、他条文の記載を参照した結果、引用しているものもあったため、削除は取り消します。
280	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-6-1~12	同上	
281	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-121	第62-7-2 図 操作概要図 衛星電話設備(固定型)、無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型) 無線連絡設備(固定型)の新規設置を反映しました。	
282	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-7-2	同上	
283	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	62-補足-121	第62-7-3 図 操作概要図 衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(FAX)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型)(緊急時対策所) 無線連絡設備(固定型)の新規設置を反映しました。	
284	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-7-3	同上	
285	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 6. 0)	2/14提出版62-補足-174	第62-7-6図 操作概要図 無線連絡設備(携帯型)(屋外(車両内)) 無線連絡設備(携帯型)の保管場所を屋外(車両内)から中央制御室に変更したことにより、図を削除しました。	
286	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	2/14提出版62-7-6	同上	
287	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 6. 0)	62-8	旧「資料62-6 設置許可基準規則等への適合状況説明資料」を資料62-8へ移動しました	